

テロ防止関連12条約及び核テロ防止条約

1. 航空機内で行われた犯罪その他ある種の行為に関する条約(航空機内の犯罪防止条約(東京条約))

航空機内で行われた犯罪の裁判権、これらを取り締まるための機長の権限等について定めたもの

2. 航空機の不法な奪取の防止に関する条約(航空機不法奪取防止条約(ヘーグ条約))

航空機の不法奪取等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

3. 民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(民間航空不法行為防止条約(モンリオール条約))

民間航空の安全に対する一定の不法な行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

4. 国際的に保護される者(外交官を含む。)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約(国家代表等犯罪防止処罰条約)

元首、政府の長、外務大臣等国际的に保護される者及びその公的施設等に対する一定の行為を犯罪とし、その犯人を処罰、引渡し等につき定めたもの

5. 人質をとる行為に関する国際条約(人質行為防止条約)

国際テロとして行われる人質をとる行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

6. 核物質の防護に関する条約(核物質防護条約)

国際輸送中の核物質について防護の措置を義務付け、また核物質の窃取等の行為を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

7. 1971年9月23日にモンリオールで作成された民間航空の安全に対する不法な行為の防止に関する条約を補足する国際民間航空に使用される空港における不法な暴力行為の防止に関する議定書(空港不法行為防止議定書)

3.のモンリオール条約の補足議定書で、国際空港の安全を損なう一定の暴力行為を条約上の犯罪に加え、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

8. 海洋航行の安全に対する不法な行為の防止に関する条約(海洋航行不法行為防止条約)

船舶の不法奪取、破壊行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

9. 大陸棚に所在する固定プラットフォームの安全に対する不法な行為の防止に関する議定書(大陸棚プラットフォーム不法行為防止議定書)

大陸棚プラットフォームの不法奪取、破壊行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

10. 可塑性爆薬の探知のための識別措置に関する条約(プラスチック爆薬探知条約)

可塑性爆薬について探知剤の添加(識別措置)を義務付け、識別措置がとられていない可塑性爆薬の製造・移動の禁止、廃棄義務等を定めたもの

11. テロリストによる爆弾使用の防止に関する国際条約(爆弾テロ防止条約)

爆発物その他の致死装置を公共の場所に設置する行為等を犯罪とし、その犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

12. テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約(テロ資金供与防止条約)

一定の犯罪行為()に使用されることを意図して又は知りながら行われる資金の供与、収集を犯罪とし、犯人の処罰、引渡し等につき定めたもの

1.~11.から1.及び10.を除く9本のうちのいずれかの条約において対象とされている犯罪行為及び他のテロ目的の殺傷行為等

核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約(仮称)

1996年に国連総会で採択された「国際テロリズム廃絶措置」決議を契機として交渉が開始され、2005年4月に国連総会で採択。我が国は、同9月に署名。

条約案のポイント

死又は身体の重大な傷害、財産の実質的な損害等を引き起こす意図をもって、放射性物質又は核爆発装置等を所持、使用等する行為、放射性物質の放出を引き起こすような方法で原子力施設を使用し又は損壊する行為等を犯罪化。

裁判権の設定、関係国への犯人引き渡し又は自国の当局への事件の付託を義務付け。

テロ対策に関する国際的な合意 (G8、APEC、国連安保理決議1540)

1. G8

米国同時多発テロ直後の共同非難声明以降、テロ対策強化策のフォローアップがなされ、2002年6月のカナダススキス・サミットで「大量破壊兵器及び物質の拡散に対するG8グローバル・パートナーシップ」を採択。その後も毎年のサミットにおいて、テロ対策の強化が合意されている。2005年6月のグレンイーグルス・サミットでも、テロ対策の強化が柱のひとつとなった。

2. APEC

タスクフォースの設置その他テロ対応のキャパシティビルディングの向上等のための取組みを始めとする広範な取組みのほか、テロ対策、大量破壊兵器等拡散防止のための輸出管理に関するキーエレメンツを特定し、参加国に制度整備を呼びかけている(2004年)。

3. 国連安保理決議1540

大量破壊兵器等及び関連物質がテロリスト等の「非国家主体」に対して拡散することを阻止するための効果的措置をすべての国が採用・実施することを求めている。その措置のひとつとして、輸出等の管理の確立、発展、再検討等があげられている。

「テロの未然防止に関する行動計画」に基づく措置

政府(国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部)は、テロの未然防止を図るため、「テロの未然防止に関する行動計画」を決定し、その内容について2006年度までの措置完了を目指している。具体的な防止策としては、入国審査の強化、テロリストに対する入国規制、生物テロ・爆弾テロ等に使用されるおそれのある物質の管理強化(輸入管理を含む)、テロ資金を封じるための対策強化(FATF(金融活動作業部会)勧告の完全実施等)等がある。

(参考)これまでに我が国が講じてきた主なテロ対策

(平成16年12月10日「テロの未然防止に関する行動計画」より引用)

- 1 出入国管理等の強化
- 2 テロ関連情報の収集・分析の強化
- 3 ハイジャック等の防止対策の強化
- 4 NBC(核・生物・化学)テロ等への対処の強化
- 5 国内重要施設の警戒警備の強化等
- 6 テロ資金対策の強化

テロリストの資産凍結に係る国連安保理決議

国連安保理決議1267

2. タリバーンが、オサマ・ビン・ラーデンを、同人が訴追された国の適当な当局、同人が送還されることとなる国の適当な当局又は同人が逮捕され効果的に司法手続をとられることとなる国の適当な当局に対して、更に遅滞することなく引き渡すことを要求する。

4. 更に、2の規定の実施のためにすべての国が次の措置をとることを決定する。

(b) タリバーンによって直接若しくは間接に所有され若しくは管理された財産又はタリバーンによって所有され若しくは管理された事業から生じた資金を含む資金及び他の財源であって6の規定によって設立された委員会が指定したものを凍結し、...当該資金及び他の財源が並びに当該委員会が指定した資金及び財源が、自国の国民又はその領域内にいる者により、タリバーンの利益及びタリバーンによって直接又は間接に所有され又は管理された事業の利益のために利用可能となることがないよう確保すること。

国連安保理決議1333

すべての国が、更に次の措置をとることを決定する。

オサマ・ビン・ラーデン並びに委員会により指定される同人と関係を有する個人及び団体の資金並びにその他の財政的資源(アル・カイダ組織におけるものを含む。また、オサマ・ビン・ラーデン並びに同人と関係を有する個人及び団体により直接に又は間接に所有され又は管理される資産から生ずる資金を含む。)を遅滞なく凍結し、それらの資金及び財政的資源並びにその他の資金及び財政的資源が、自国民又は自国領域内の者によってオサマ・ビン・ラーデン、関係する者及び団体、オサマ・ビン・ラーデン又は同人と関係を有する個人若しくは団体により直接又は間接に所有又は管理される団体(アル・カイダ組織を含む。)の利益のために、直接又は間接に利用可能となることのないよう確保すること。

国連安保理決議1373

1. すべての国が次のことを行うことを決定する。

c テロ行為を行い若しくは行うことを試みた者の又はテロ行為の実行に参加し若しくは便宜を図る者の資金その他の金融資産又は経済資源、そのような者により直接又は間接に所有され又は支配されている団体の資金その他の金融資産又は経済資源並びにそのような者及び団体に代わって又はそのような者及び団体の指示により行動する者及び団体の資金その他の金融資産又は経済資源(これらの者及びこれらの者と関係を有する個人及び団体により直接又は間接に所有され又は支配されている財産から生ずる資金を含む。)を遅滞なく凍結すること。

国連安保理決議1390

2. すべての国が、決議1267号(1999)及び決議第1333号(2000)に従って作成され、決議第1267号(1999)に基づき設立された委員会(以下「委員会」という。)により定期的に更新される名簿に記載されるオサマ・ビン・ラーデン、アルカイダ組織及びタリバーンの構成員並びにそれらと関係を有するその他の個人、集団、企業及び団体に対し、次の措置をとることを決定する。

(a) これらの個人、集団、企業及び団体の資金及びその他の金融資産又は経済資源(これらの個人、集団、企業及び団体により又はそれらを代表し若しくはそれらの指示により行動する者により、直接又は間接に所有され又は管理される財産から生ずる資産を含む。)を遅滞なく凍結し、これらの資金及びその他の資金、金融資産又は経済資源が自国又は自国領域内の者によって直接又は間接にそのような者の利益のために利用可能となることのないことを確保すること。

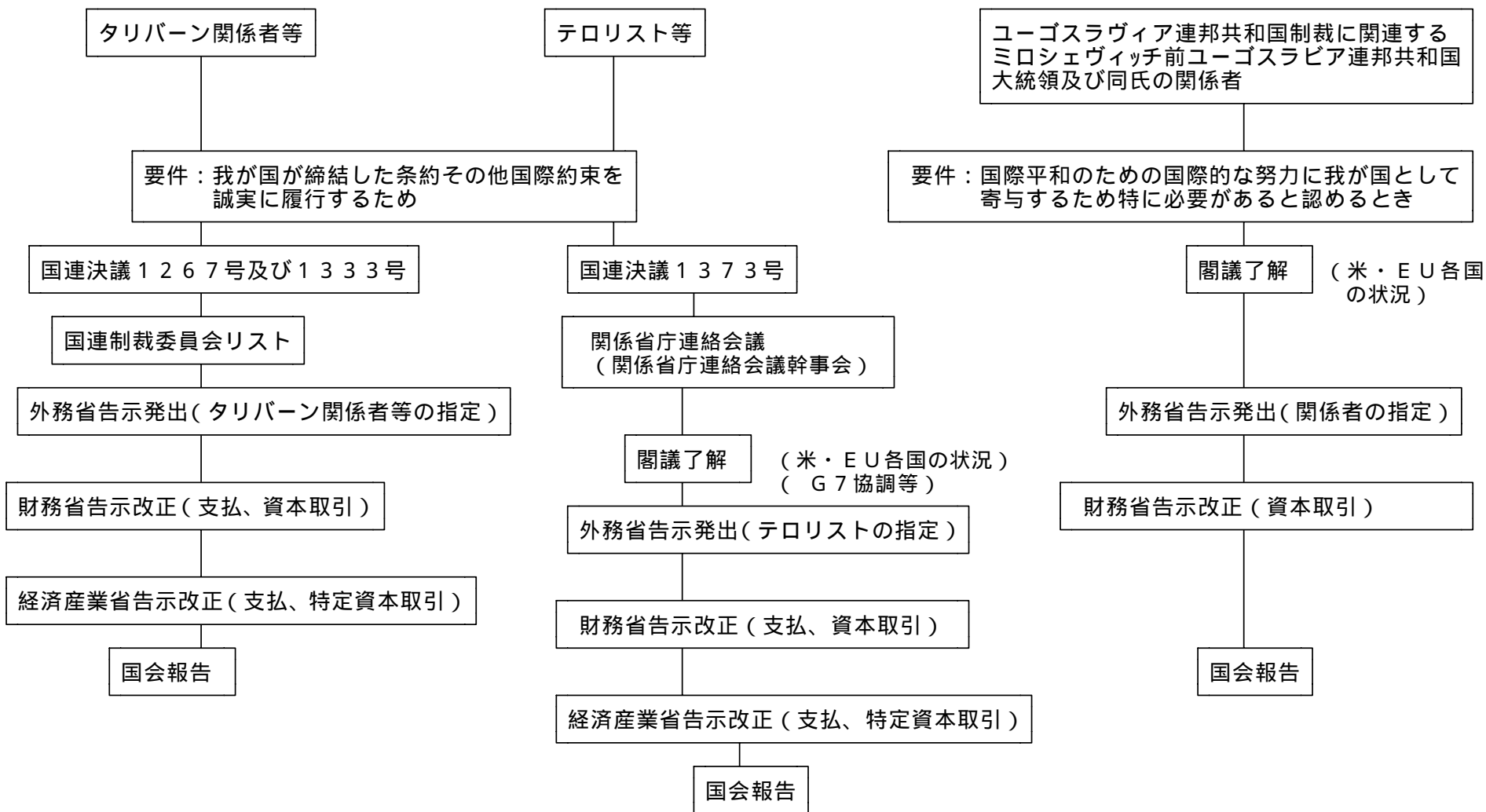
テロリスト等に対する経済制裁措置

安保理決議(1267、1333、1390及び1373)に基づく安保理制裁委員会やG8主要諸国・EUにおいて、タリバーン関係者及びアル・カーイダ等のテロリストが指定され、経済制裁措置が実施。また、このほか、国連安保理決議等によりイラク前政権の高官等が指定され、経済制裁措置が実施。我が国では、外為法に基づき、資産凍結を実施(支払い及び資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約等)の規制)。

現在実施中の外為法に基づく資産凍結等の措置(平成18年5月10日現在)

送金規制等の対象	実施時期	実施根拠	対象者数
ミロシェビッチ前ユーゴスラビア大統領及び関係者	平成13年2月～	EU決議2488号	10個人
タリバーン関係者等	平成13年9月～	国連安保理決議1267号等	511個人 ・団体
テロリスト等	平成13年12月～	国連安保理決議1373号	
イラク前政権の機関等	平成15年5月～	国連安保理決議1483号	295個人 ・団体
イラク前政権の高官又はその関係者等			
リベリア前政権の高官又はその関係者等	平成16年8月～	国連安保理決議1532号	58個人 ・団体
コンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等	平成17年11月～	国連安保理決議1596号	16個人 ・団体
コートジボワールにおける和平常に対する脅威を構成する者等	平成18年3月～	国連安保理決議1572号	3個人

外為法による資産凍結等フロー図



議長：財務省国際局長及び経済産業省貿易経済協力局長

構成員：内閣情報調査室内閣審議官、警察庁警備局長、法務省刑事局長、公安調査庁次長、外務省総合外交政策局長

テロリスト等のリストの例(抜粋)

国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン、アル・カイダ関係者等を指定する件(抄)
(平成13年9月22日外務省告示第332号)

平成13年3月8日、国際連合安全保障理事会決議第1267号に基づき設立された同理事会委員会が発出した情報に基づき、同理事会決議第1267号4(b)及び第1333号8(c)に定められた措置の対象となる個人及び団体を別表のとおり指定する。

(別表) [アフガニスタンに住所又は居所を有するタリバーン関係者]

1. ムラー・モハムド・ラバニ(指導評議会議長、閣僚評議会議長)
Mullah Mohammad Rabbani, Chairman of the Ruling Council, Head of the Council of Ministers
2. ムラー・ハッジ・モハンマド・ハサン
(閣僚評議会第一副議長、カンダハール州知事)
Mullah Hadji Mohammad Hasan, First Deputy, Council of Ministers; Governor of Kandahar
3. マウラヴィ・アブドゥル・カビール
(閣僚評議会第二副議長、ナンガハール州知事、東部地域議長)
Maulavi Abdul Kabir, Second Deputy, Council of Ministers; Governor of Nangahar Province; Head of Eastern Zone
4. ムラー・モハメド・オマル(信仰指導者(アミール・ウル・モミニーン))
Mullah Mohammed Omar, Leader of the Faithful ("Amir ul-Mumineen"), Afghanistan
5. ムラー・モハンマド・タフレ・アナワリー(行政問題担当)
Mullah Mohammad Tahre Anwari, Administrative Affairs
6. マウラヴィ・サイイド・ハッカーン(行政担当大臣)
Maulavi Sayyed Haqqan, Minister of Administrative Affairs
7. マウラヴィ・アブドゥル・ラティフ・マンズール(農業大臣)
Maulavi Abdul Latif Mansur, Minister of Agriculture
8. ムラー・シャムス・ウル・ラフマン(農業次官)
Mullah Shams-ur-Rahman, Deputy Minister of Agriculture

他

アメリカ合衆国等がテロリスト等に対する資産凍結等の対象として個人及び団体を定めた件(抄)
(平成14年1月12日 外務省告示第10号)

[アメリカ合衆国が平成13年10月12日に発出した財務省令にて発表した資産凍結対象者のうち、国連制裁委員会により指定を受けていないもので、同時にグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国及びカナダ、同14日にフランス共和国、また、同17日にドイツ連邦共和国が資産凍結等の措置を実施した8個人並びにアメリカ合衆国が同年12月4日に発出した財務省令にて発表した資産凍結対象者のうち、同日にイタリア共和国及びカナダが、同6日にグレートブリテン及び北部アイルランド連合王国が資産凍結等の措置を実施した1団体]

1. イマード・ファーイズ・ムグニヤ
(別名 イマード・ファーイズ・ムグニヤ、イマード・ファーイズ・ムグニヤ)
Imad Fayez Mugniyah (a.k.a. Imad Fayiz Mugniyah, Imad Fay'iz Mugniyah)
生年月日: 1962年12月7日
出生地: レバノン(タイール・ディバ)
国籍: レバノン(旅券番号: 432298(レバノン))
2. ハサン・イズ・アル・ディン
(別名 アフメド・ガルバヤ、サイド、サミール・サルワン)
Hasan Izz-al-Din (a.k.a. Ahmed Garbaya, Sa-id, Samir Salwwan)
生年月日: 1963年
出生地: レバノン
国籍: レバノン
3. アリ・アトワ
(別名 アマル・マンズール・ボウスリム、ハッサン・ロストム・サリム)
Ali Atwa (a.k.a. Ammar Mansour Bouslim, Hassan Rostom Salim)
生年月日: 1960年
出生地: レバノン
国籍: レバノン
4. ハーリド・シャイク・ムハンマド
(別名 サレム・アリ、ファハド・ビン・アドゥバラフ、アシュラフ・レファアト・ナビス・ヘニン、ハーリド・アドブル・ワドゥード)
Khalid Shaikh Mohammed (a.k.a. Salem Ali, Fahd Bin Adballah Bin Khalid, Ashraf Refaat Nabith Henin, Khalid Abdul Wadood)
生年月日: 1965年4月14日又は1964年3月1日
出生地: クウェイト

他

先進主要7箇国(アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を定めた件(抄)(平成14年4月20日外務省告示第82号)

先進主要7箇国(アメリカ合衆国、カナダ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国及び日本国)が協調して資産凍結等の措置を実施する対象となるテロリスト等の個人及び団体を別表のとおり定める。

別表

1. ウレマ援助組織(別称: アル・ラシド信託; アル・ラシード信託)
The Aid Organization of The Ulema (a.k.a. Al Rashid Trust ; Al Rasheed Trust ; Al-Rasheed Trust ; Al-Rashid Trust)
所在地: Pakistan
追加的所在地:
イ. Kitab Ghar, Darul Ifta Wal Irshad, Nazimabad No.4, Karachi, Pakistan

他

米国のテロリストに対する取引規制

大統領令13224(2001年9月)

Section 2. IEEPA (50 U.S.C. 1702(b)) の Section 203(b) で規定された範囲、もしくは本命令に沿って公布される規則、命令、指令、ライセンスで定められた内容を除き、本命令の発効日以前にいかなる契約が結ばれ、いかなる許可が下り、いかなる認可が下されたかとは無関係に：

(a) 本命令に沿って凍結された財産およびその利子による、いかなる売買または取引が米国民によってまたは米国内において行われることをも禁止する。ここには、本命令の付属文書に記載された人物もしくは本命令の対象と認定された人物のための、あらゆる資金、物資、サービスの提供、あるいはこれらを受け取ることを含む。しかし、禁止の対象は必ずしもこれらに限定されるわけではない。

(b) 米国人によってまたは米国内において、本命令で示される禁止事項を、逃れる / 回避する、逃れる / 回避することをもくろむ、または違反を試みるようないかなる取引を行うことをも禁止する。

(c) 本命令で示される禁止事項に違反するようないかなる謀議を行うことをも禁止する。

Sec. 2. Except to the extent required by section 203(b) of IEEPA (50 U.S.C. 1702(b)), or provided in regulations, orders, directives, or licenses that may be issued pursuant to this order, and notwithstanding any contract entered into or any license or permit granted prior to the effective date:

(a) any transaction or dealing by United States persons or within the United States in property or interests in property blocked pursuant to this order is prohibited, including but not limited to the making or receiving of any contribution of funds, goods, or services to or for the benefit of those persons listed in the Annex to this order or determined to be subject to this order;

(b) any transaction by any United States person or within the United States that evades or avoids, or has the purpose of evading or avoiding, or attempts to violate, any of the prohibitions set forth in this order is prohibited; and

(c) any conspiracy formed to violate any of the prohibitions set forth in this order is prohibited.

我が国における経済制裁措置

国連安保理決議等に基づき、国家やテロリスト等に対して経済制裁措置が行われている。我が国では、主として外為法によりこれを実施。同法では、「国際約束を誠実に履行するため必要があると認めるとき」、「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため特に必要があると認めるとき」又は「我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるとして対応措置を講ずべき旨の閣議決定が行われたとき」などを理由として、主務大臣（財務大臣及び経済産業大臣）は、所要の経済制裁措置を発動することができることとなっている（送金規制、資本取引規制、輸出入規制）。

(参考)外為法条文

第48条第3項

経済産業大臣は、前2項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第10条第1項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令で定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

第10条第1項

我が国の平和及び安全の維持のため特に必要があるときは、閣議において、対応措置(この項の規定による閣議決定に基づき主務大臣により行われる第16条第1項、第21条第1項、第23条第4項、第24条第1項、第25条第4項、第48条第3項及び第52条の規定による措置をいう。)を講ずべきことを決定することができる。

外為法における経済制裁措置

規制類型	規制内容	制定事項	事例
輸出 〔48条〕	特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物の輸出	貨物、仕向地 〔政令〕	南ローデシア〔石油〕 ^(注1) イラク〔全貨物〕 リビア〔航空機、石油関連資材〕
輸入 〔52条〕	貨物の輸入	貨物、原産地・船積地域〔告示〕	イラク〔全貨物〕 リベリア〔ダイヤモンド、木材〕
役務取引等 〔25条〕	居住者による非居住者との間の以下の取引		
	(a)役務取引(労務又は便益の提供を目的とする取引をいう。)	役務、非居住者 〔告示〕	イラク人・企業等〔全役務〕 リビア人・企業等〔航空機、石油関連資材〕
	(b)外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引	貨物、原産地・船積地域、仕向地、非居住者〔告示〕	イラクが原産地・船積地域、仕向地〔全仲介〕 リビア〔航空機、石油関連資材〕

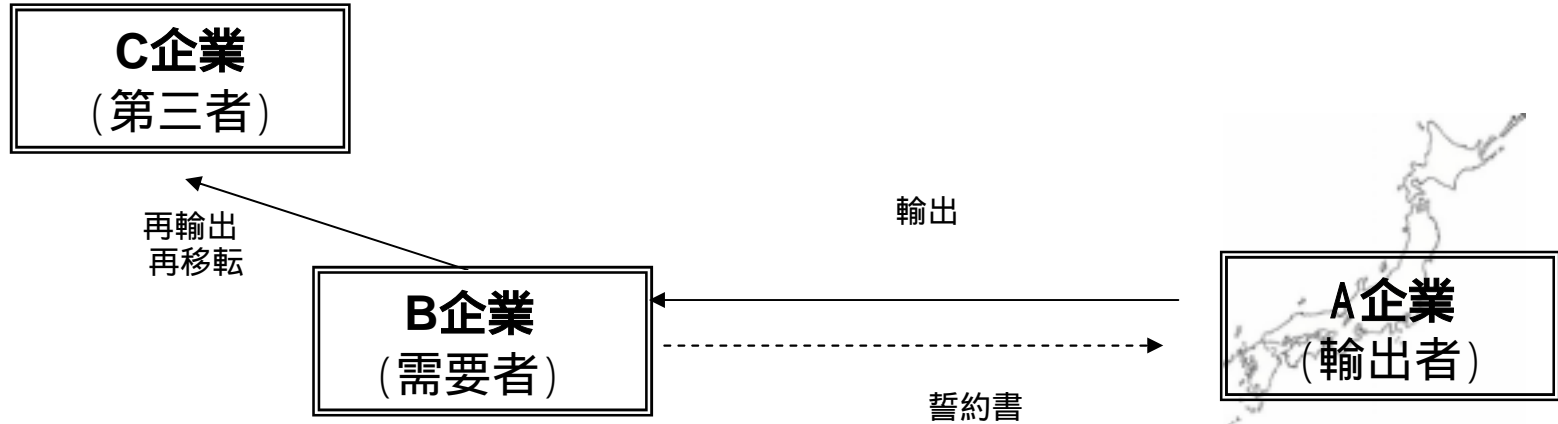
(注1) 制裁時において既に規制の対象であったため、承認を行わないこととし、経済制裁のための追加的な措置は実施していない。

(注2) 武器の輸出については、輸出貿易管理令において既に規制対象とされているとともに、武器輸出三原則等に基づき運用されているため、経済制裁のための追加的な措置は実施していない。

外為法における経済制裁措置

規制類型	規制内容	制定事項	事例
支払 〔16条〕	(a)居住者・非居住者による本邦から外国へ向けた支払 (b)居住者による非居住者との間の支払	(a) 支払先、居住者・非居住者〔告示〕 (b)非居住者(支払先)〔告示〕	イラク人・企業等 タリバン関係者等 テロリスト等
資本取引 〔21条〕	居住者・非居住者による資本取引 < 資本取引の例 > 居住者と非居住者との間の(a)預金契約(b)信託契約(c)金銭の貸借契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引	資本取引の種類、非居住者〔告示〕	イラク前政権の機関等〔預金契約(受入除く)、信託契約(受託除く)、金銭の借入契約〕 イラク前政権の高官又はその関係者等〔預金契約、信託契約、金銭の借入契約〕 タリバン関係者等、テロリスト等〔預金契約(受入除く)、信託契約(受託除く)、金銭の貸付契約〕

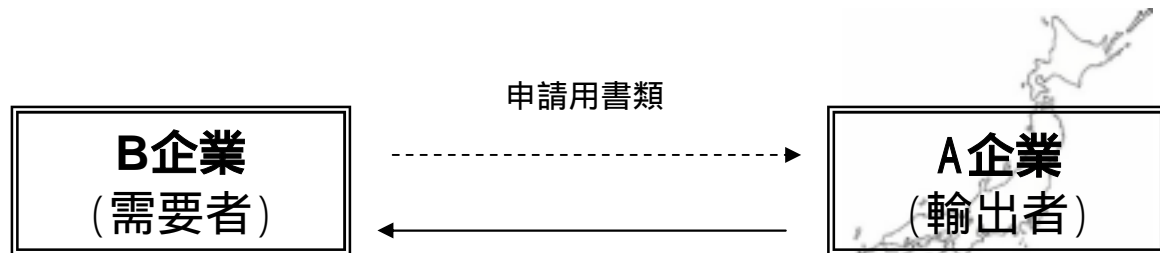
誓約書違反事案



予め、B企業(需要者)はA企業(輸出者)にあてて誓約書を発出。誓約書には 貨物の用途、自ら使用すること(仮に再輸出、再移転する場合には事前に輸出者の同意を得ること)を明記。

B企業はこの「需要者誓約書」に違反して、事前同意を得ずに第3者に再輸出・再移転。

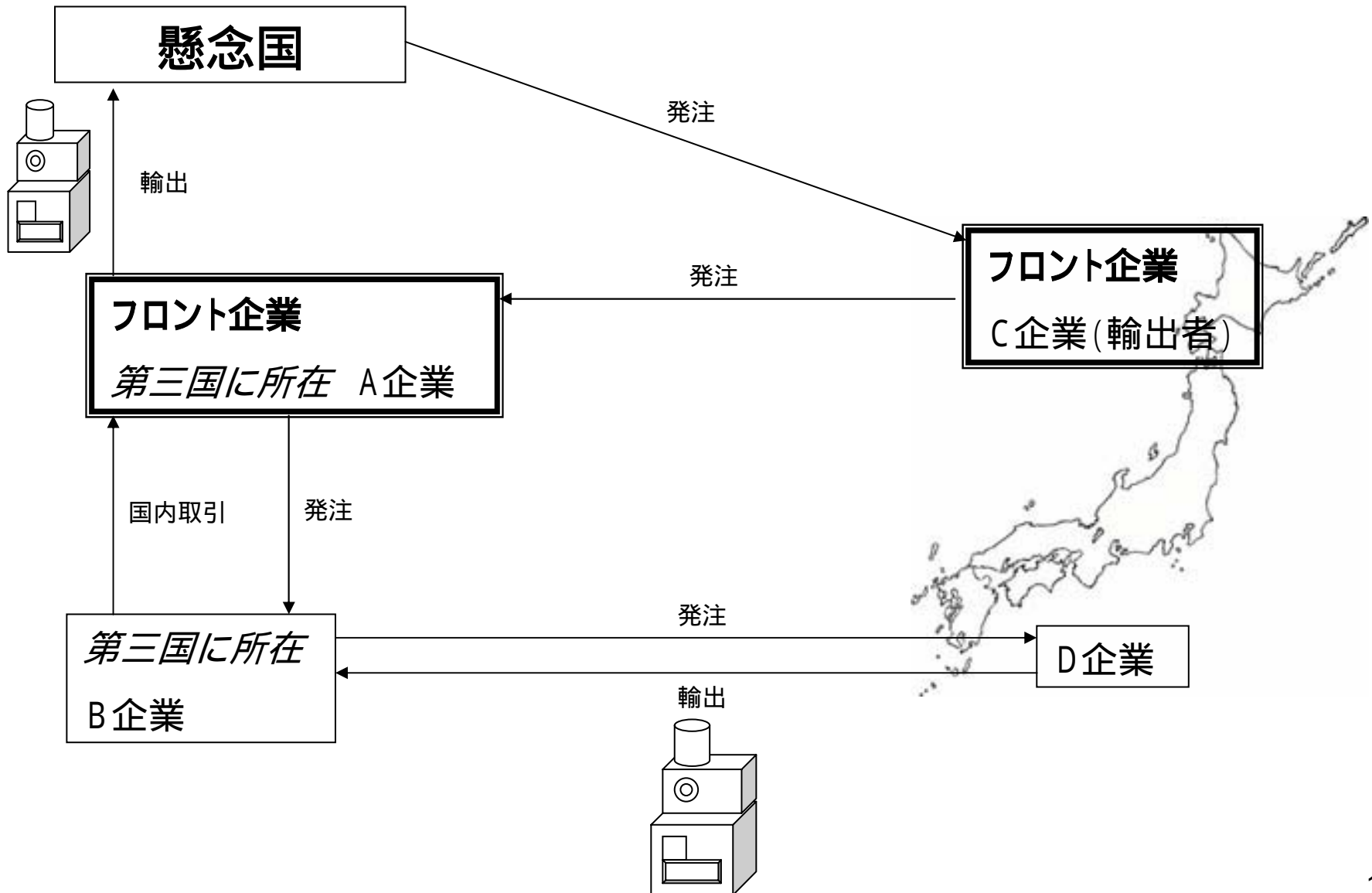
不正な審査用提出書類事案



輸出者(A企業)は、輸出許可申請に際し、需要者(B企業)の事業概要や貨物使用図等を取り寄せ、申請書類として当局に提出。

需要者の事業概要等が実際の事業範囲、取引先等と異なる場合もみられる。

懸念国関連企業による迂回調達事案



外国ユーザーリスト(2006年4月改定)

(参考2)外国ユーザーリスト(抜粋)

経済産業省が、キャッチオール規制の実効性強化を目的として、輸出者に対し、大量破壊兵器等の開発等の懸念が払拭されない企業・組織の情報を提供するもの。

(参考1)各国別の掲載企業・組織数

国名	掲載数
イスラエル	5
イラン	4 2
インド	3 3
北朝鮮	5 8
シリア	6
台湾	1
中国	1 4
パキスタン	2 4
アフガニスタン	2
合計	1 8 5

No.	国名 Country	企業名、組織名 Company, Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	イスラエル Israel	Israel Aircraft Industries (IAI)	・Israeli Aircraft Industries	ミサイル、 核 M,N
2	イスラエル Israel	Israel Atomic Energy Commission (IAEC)		核 N
3	イスラエル Israel	Israel Military Industries (IMI)	・Israeli Military Industries	化学、ミサ イル C,M
4	イスラエル Israel	Rafael Armament Development Authority	・Armament Development Authority of Israel	ミサイル、 核 M,N
5	イスラエル Israel	Soreq Nuclear Research Centre (SNRC)	・Nuclear Research Centre Soreq ・Soreq	核 N
6	イラン Iran	Aerospace Industries Organization (AIO)	・Sazemane Sanaye Hava and Faza (SSHF) ・Bazargani Hava and Faza	ミサイル M
7	イラン Iran	Amirkabir University of Technology		ミサイル、 核 M,N
8	イラン Iran	Atomic Energy Organization of Iran (AEOI)	・Sazeman-e Energy Atomi	生物、化学、ミサ イル、核 B,C,M,N
9	イラン Iran	Bushehr Nuclear Power Plant (BNPP)	・Nuclear Power Plant Bushehr	核 N
10	イラン Iran	Chemical Research and Development Co. (CRDC)	・Farayaz Chemical Research and Development Co. (FCRDC) ・Bandaran Co., Ltd. ・Farayaz Co. ・Chemical Research and Development Centre	生物、化学 B,C
11	イラン Iran	Defence Industries Organization (DIO)	・Sazemane Sanaye Defa	生物、化学、ミサ イル B,C,M

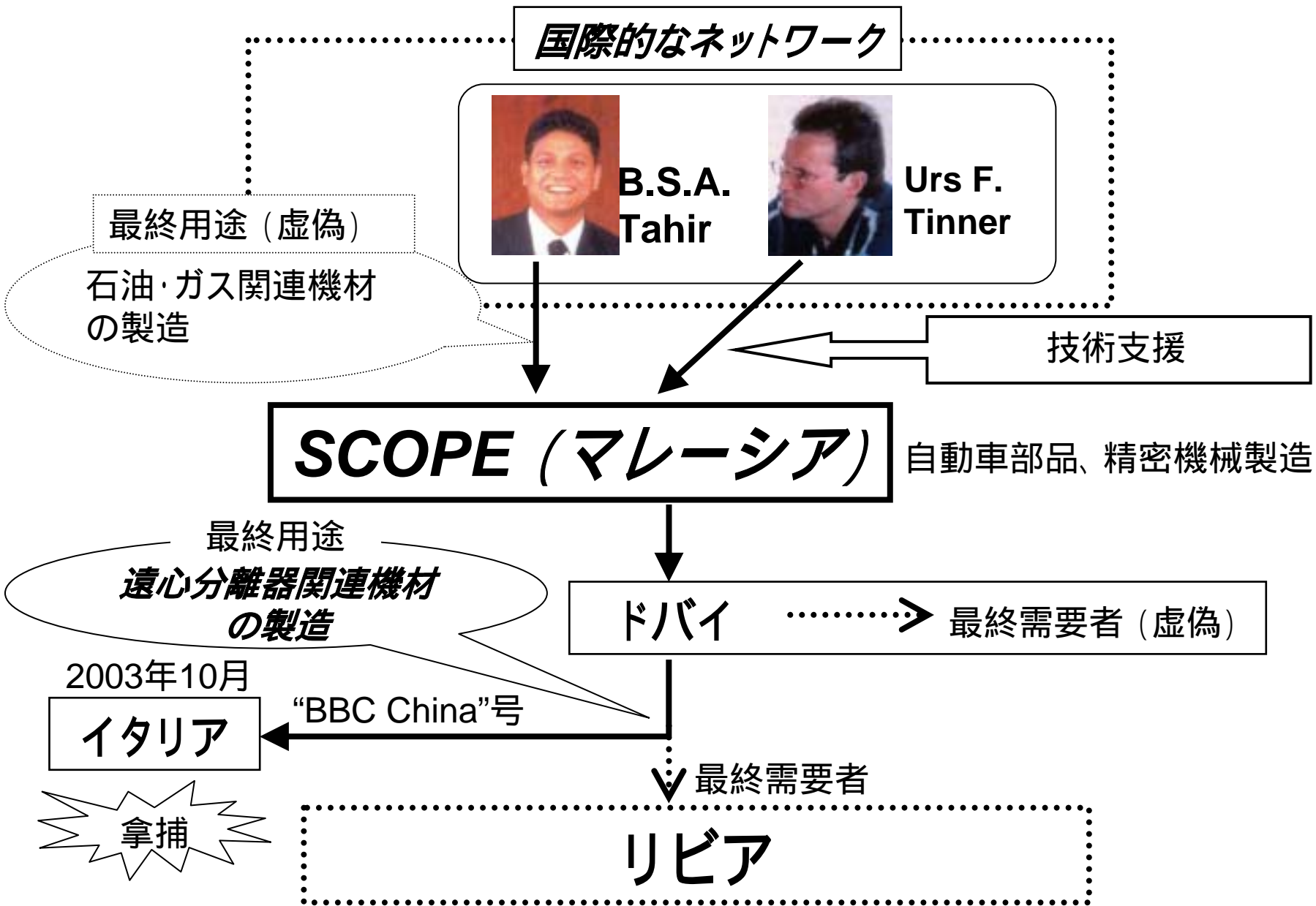
カーン博士(主な経歴)

- 1936年 ・ボパール(Bhopal: 当時英領インド)にて出生
- 1960年代 ・ドイツの技術系大学に留学
- 1963年-67年 ・オランダのデルフト工科大学で冶金学を専攻
- 1972年 ・ベルギーのルーベンにあるカトリック大学で博士号取得
 - ・オランダのFDO (Physics Dynamic Research Laboratory) 社に就職
 - ・英仏蘭のウラン濃縮合弁会社URENCO社の遠心分離機用特殊冶金開発に従事
- 1974年 ・インドが核実験を実施
- 1975年 ・オランダ経済省がカーンを遠心分離機関係以外の部門に移すようFDO社に要請(同年、FDO社を退職)
- 1976年 ・パキスタンでERL設立(ERL:ウラン濃縮技術確立が目的)
- 1981年 ・ERL、A・Q・カーン博士研究所(KRL)と名称変更
- 2001年 ・カーンの核拡散活動を懸念した米国からの圧力によるムシャラフ大統領の命令で退職

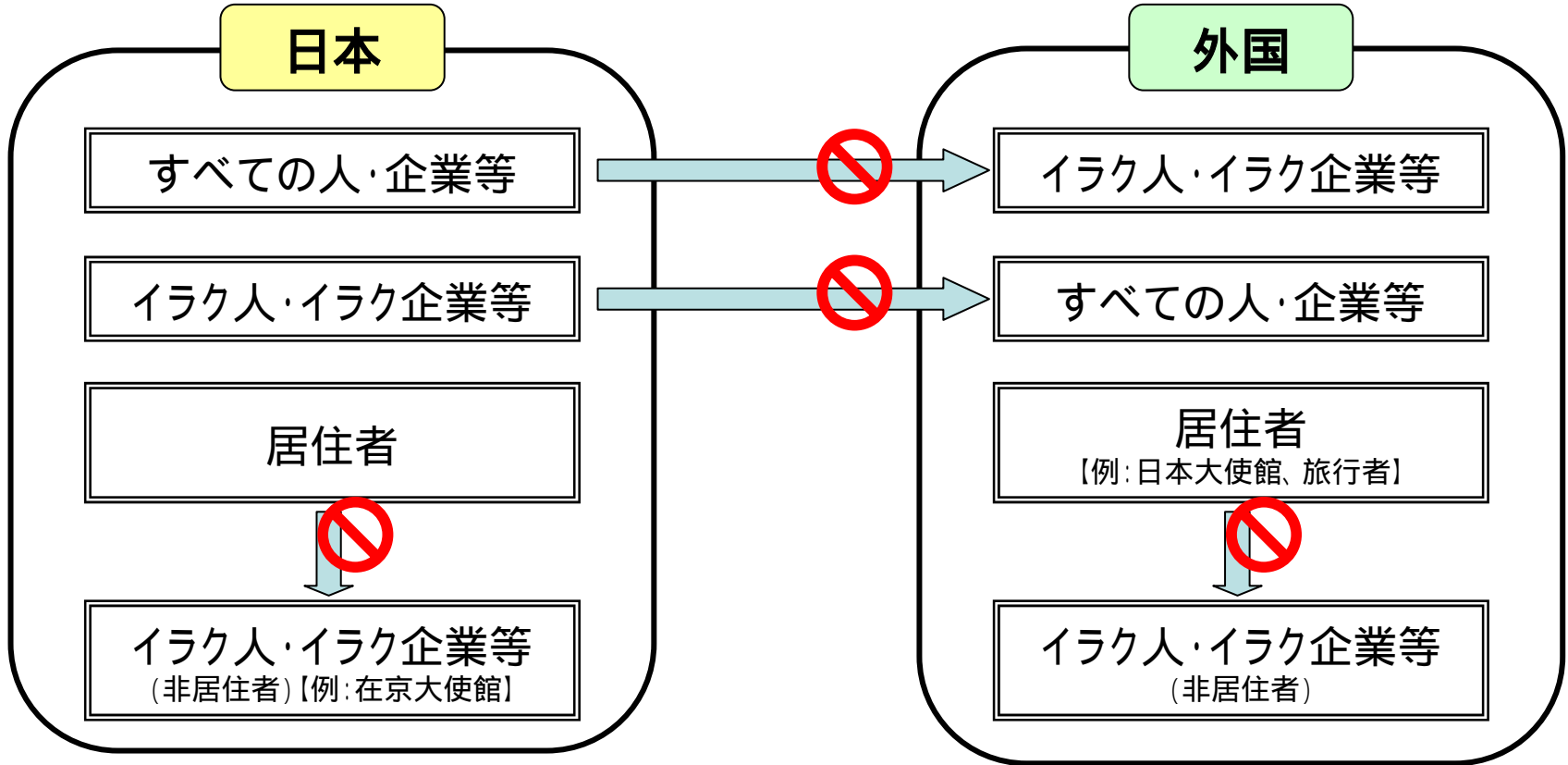


Abdul Qadeer Khan

リビアによる遠心分離器の調達



イラクに対する経済制裁措置における外為法上の支払規制



<イラク人・イラク企業等の定義>

イラクに住所又は居所を有する自然人

イラクに主たる事務所を有する法人その他の団体(当該法人その他の団体の外国にある支店、出張所その他の事務所を含む。以下同じ。)

及び のものにより実質的に支配されている以下の法人その他の団体

- (a) 株式の総数又は出資の総額に占める割合の50%以上を 及び のものにより所有されている法人その他の団体
- (b) 役員の大過半数をイラクに住所若しくは居所を有する自然人によりに占められている法人その他の団体

外為法における居住者及び非居住者の概念

技術提供、送金、資本取引の規制関係

居住者

日本人の場合

我が国に居住する者
日本の在外公館に勤務する者

外国人の場合

我が国にある事務所に勤務する者
我が国に入国後6月以上経過して
いる者

法人等の場合

我が国にある日本法人等
外国の法人等の我が国にある支店、
出張所その他の事務所
日本の在外公館

非居住者

日本人の場合

外国にある事務所に勤務する目的で出国し
外国に滞在する者
2年以上外国に滞在する目的で出国し外国
に滞在する者
出国後外国に2年以上滞在している者
上記 ~ に掲げる者で、一時帰国し、その滞在
期間が6月未満の者

外国人の場合

外国に居住する者
外国政府または国際機関の公務を帯びる者
外交官または領事官及びこれらの随員または使用
人(外国において任命または雇用された者に限る。)

法人等の場合

外国にある外国法人等
日本法人等の外国にある支店、出張所その
他の事務所
我が国にある外国政府の公館及び国際機関

他、合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等

キャッチオール規制

キャッチオール規制とは、国際輸出管理レジームの合意により輸出規制を行うこととなっている品目以外のものであっても、その品目が大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合には輸出許可申請を義務づける制度。

対象 {
・仕向国 - 輸出管理体制が十分構築している26カ国(ホワイト国)以外の地域
・対象貨物 - 食料品、木材等を除く、原則全品目

許可が必要となる要件

(1) 客観要件

用途要件(使用目的)

< 大量破壊兵器等の開発等 又は 別表行為 に用いられるか >

核燃料物質等の開発、核融合に関する研究、重水の製造等

需要者要件(顧客)

< 大量破壊兵器等の開発等を行う(行った) 又は 外国ユーザーリストに該当するか >

大量破壊兵器の開発等以外に用いられることが明らかな場合を除く。

(2) インフォーム要件

輸出貨物が大量破壊兵器等の開発等のために用いられるおそれがあるものとして、経済産業大臣から許可申請すべき旨を通知された場合

少額取引に関する特例

リスト規制対象貨物が次の 、 、 に該当する場合には、指定された金額の範囲内で輸出許可が不要。

-) 総額は船積み回数に拘わらず、契約書記載のリスト規制貨物の該当項番毎の総額
-) 無償貨物の場合は、税関の鑑定価格
-) 外貨建ての場合、経済産業省が公表する換算レート
-) リスト規制対象技術は適用対象外

貨物	仕向地	
	懸念4カ国以外	懸念4カ国 (イラン、イラク、北朝鮮、リビア)
輸出令別表第1の1項～4項貨物	適用対象外	
輸出令別表第1の5項～13項貨物 のうち下記 以外	100万円以下	5万円以下
「輸出令別表第3の規定により経済産業大臣が定める貨物(別表第3告示)」	5万円以下	5万円以下
別表第1の14項貨物	適用対象外	
別表第1の15項貨物	5万円以下	5万円以下
別表第1の16項貨物	適用対象外	

(懸念)

リスト規制品の低価格化

- ・A/Dコンバーター(軍用航空機、軍用車両への転用):約2万円
- ・暗号処理機能を持っている集積回路(通常兵器転用):5千円以下

リスト規制品に係る中古品リサイクルの進展

少額を装う取引

(海外での取扱い)

米国:我が国でいう懸念4カ国に対する少額特例は設けられていない。

漁船の不正輸出事件



中古漁船を100万円以下
として税関へ虚偽の輸出申告

韓国・ロシア向けに漁船を無承認輸出

外為法第48条第3項

100万円を超える漁船の輸出については
承認が必要。

100万円を超える
漁船であることが判明

2006年2月28日 海上保安庁により韓国向け不正輸出で逮捕。
2006年3月21日 逮捕後の調査により、ロシア向け不正輸出が判明。
海上保安庁により再逮捕。

**テロリズム防止に係る安全保障貿易管理の在り方・大量破壊兵器等関連貨物等に係る迂回輸出への対応の在り方・輸出規制における少額特例の在り方について
(参考資料)**

平成18年6月1日
安全保障貿易管理小委員会
制度改正ワーキンググループ